

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西都市長 押川 修一郎

市町村名 (市町村コード)	西都市 (45208)
地域名 (地域内農業集落名)	受関・馬継谷・潮・筑後・坂の下 地区 ( 受関地区・馬継谷地区・潮地区・筑後地区・坂の下地区 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 9月 5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p><b>【人口減少・高齢化】</b>                  ○耕作者は70歳以上の割合が高く、そのうち後継者不在の農地も多くあり、農地の維持確保のためには受け手の確保が必要である。                  ○新規就農者の減少(または不在)により、農作業全般について人手不足が深刻である。                  ○農家の高齢化による担い手ならびに農用地利用の減少が懸念される。                  ○規模拡大の意欲がある若手農家や法人がおらず、現状を維持することが精一杯である。                  ○集落営農組織を立ち上げようとしていたが、立ち消えになってしまった。担い手がない地区は、集落営農組織などを組織していく必要がある。</p> <p><b>【農地の管理】</b>                  ○作らない人が出たら地区の誰かが作ることになるだろうが、10年後の作付け予定までは予想できない。                  ○種子粃を作っているので、田んぼを簡単に変えることが出来ない。そのため、農地集積には簡単には取り組めない。                  ○鳥獣被害は全地区であり、特にイノシシによる被害が多い。                  ○現状維持ができればいい状態で、農地は現況も点在状態であり、集約や拡大まで検討することは難しい。                  ○水田地帯で耕作者同士の繋がりも多い地域なので、ある程度、現在の耕作者が把握できた。                  ○池の水を引いている田では、今後耕作をしないでも保全を継続しなければ治水維持ができなくなり、水害が発生する恐れもある。</p> <p><b>【農地の整備及び環境】</b>                  ○農地の維持管理に加えて獣害対策や法面の管理にも労働時間を取られることが多い。また農道も狭く、悪条件のため作業困難地域がある。                  ○土地改良区内で、田の1筆ごとの面積も広い地区は、外部からでも需要がありそうだ。</p> <p><b>【その他】</b>                  ○作物の価格低迷及び肥料等資材価格の高騰により、農業経営が悪化している。高く売れば、農家も増えるし、栽培面積も増えるので、荒れ地もなくなり、農地問題も解決するはず。                  ○農業機械が老朽化している。                  ○農地自体の価値が低下しているため売却できず、受け継ぐ人もいない。また、子どもたちも農業をしていないため、子どもたちへの引き継ぎも難しい。後継者がおらず、農地を手放したい場所が多々ある。</p>
---

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>○農業生産組織や集落営農組織などの新たな担い手を確保し、地域と担い手が一体となって集落内の農地を維持管理していく体制の構築が必要。                  ○老朽化した農道・水路が深刻化しているため、優先箇所を設定し、整備補修を行う。                  ○認定農業者や新規就農者を中心に、水田を活用した早期水稲、普通水稲を主要作物としつつ、飼料作物(飼料用米、WCS)や露地園芸作物・施設園芸作物などの生産に取り組む。</p>
---

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	49 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	44 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用して担い手への農地の集積、集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用しつつ、農業者の経営状況に応じて段階的に農地集積を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
多面的機能支払交付金制度等を有効利用し、老朽化した用排水路や農道の整備を図る。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落営農法人等の組織化も視野に地域ぐるみで多様な経営体の確保・育成を図っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業ができない高齢者や土地持ち非農家等には、農作業受託組織等への委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

①イノシシ等により農作物の被害が発生しているため、地域で対策に取り組み、被害防止を図る。  
 ③ICT等を利用したスマート農業に取り組み、農産物の高品質化、農作業の負担軽減を目指す。  
 ⑦多面的機能支払交付金制度等の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。